

(表紙)

大熊町森林整備計画

大熊町森林整備計画

福島県

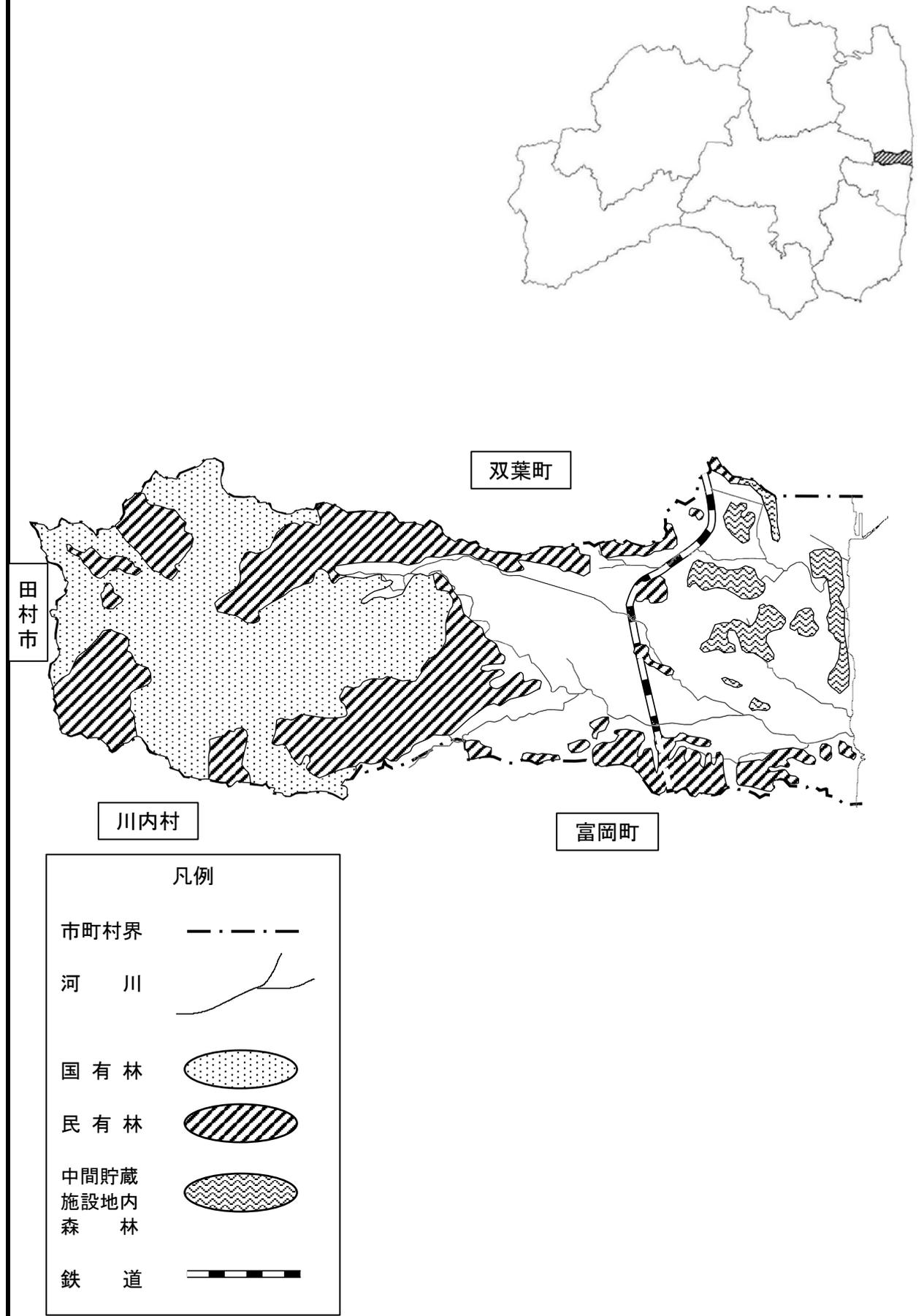
計画期間 自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月 31日

大熊町

福島県

大熊町

市町村位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	…	1
1	森林整備の現状と課題	…	1
2	森林整備の基本方針	…	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	…	1
II	森林の整備に関する事項	…	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	…	1
1	樹種別の立木の標準伐期齢	…	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	…	2
3	その他必要な事項	…	3
第2	造林に関する事項	…	3
1	人工造林に関する事項	…	3
2	天然更新に関する事項	…	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	…	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	…	6
5	その他必要な事項	…	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	…	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	…	7
2	保育の種類別の標準的な方法	…	8
3	その他必要な事項	…	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	…	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	…	8
2	本材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	…	8
3	その他必要な事項	…	9
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…	9
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	…	9
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	…	9
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	…	9
4	その他必要な事項	…	9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	…	9
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	…	9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	…	9
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	…	9

4	その他必要な事項	…	9
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…	9
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	…	9
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	…	9
3	作業路網の整備に関する事項	…	9
4	その他必要な事項	…	9
第8	その他必要な事項	…	9
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	…	10
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	…	10
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	…	10
III	森林の保護に関する事項	…	10
第1	鳥獣害の防止に関する事項	…	10
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	…	10
2	その他必要な事項	…	10
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	…	10
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	…	10
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	…	10
3	林野火災の予防の方法	…	10
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…	10
5	その他必要な事項	…	10

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の東側、双葉郡の中央部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市都路町と境し、南は郡内富岡町、川内村に、北は浪江町、双葉町に隣接している。

阿武隈の山稜から町内の南部、中部、北部に3条の支脈が丘陵をなして太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の3小河川が東流して流域に耕地を造っている。

本町の総面積は7,871haであり、森林面積は4,828haで、総面積の61.3%を占めている。民有林面積は2,512haで、そのうちスギ、アカマツを主体とした人工林の面積は1,223haであり、人工林率44.7%で県平均を上回っている。今後は、間伐・造林・保育を適切に実施していくことが重要である。

しかしながら最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、保育・間伐等が適正に実施されない森林が増加している。

このため町、森林所有者が一体となって計画的に保育・間伐等の森林整備を積極的に進めることが必要であり、基盤となる路網の整備も推進する必要性を認識している。また、森林組合等による施業実施体制の整備、森林組合や林業関連事業体の育成、関連施策の積極的活用等を図り森林整備を計画的に推進する必要がある。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域をいう。以下同じ。）の指定により、本町への立ち入りが規制されている。

2 森林整備の基本方針

将来において、営林活動が行われる場合に、「水源^{かん}涵養」「山地災害防止／土壤保全」「快適環境形成」「保健文化」「木材生産」の多面的機能の発揮のため、それぞれの機能に応じた多様な森林の整備・保全を図る。その際、森林経営の受託や作業路網の整備を推進する。

なお、現時点では一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められており、Ⅱの第1～第3に伐採・造林・間伐に関する事項を示す。

~~3 森林施業の合理化に関する基本方針~~

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

下表に示す林齢を基礎として、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数を林齢で定める。

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	針葉樹 (その他)	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20 ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を 20ha 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

本町全域が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域の指定により、町内への立ち入りが規制されている。そのため、現時点では一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められており、伐採木等の処理については、流木被害等の一因にならないよう適切に行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね二倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ など	クリ、コナラ、クヌギ など

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、大熊町の林務担当課等又は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）
スギ	中仕立て	3,000
ヒノキ	中仕立て	3,000
アカマツ	密仕立て	5,000
クロマツ	密仕立て	10,000
カラマツ	中仕立て	2,500
広葉樹	中仕立て	6,000

注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽においては、上記の標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2) 上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、大熊町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。
一貫作業システムによる植栽の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽予定地の地拵え、植栽作業について、素材生産で使用した機械（グラップル等）を活用し、伐採・地拵え・植栽を連携して実行して、作業の省力化と造林コストの低減が図れる一貫作業システムを積極的に導入する。 ○木寄せ、集材時に枝条を筋状に整理集積する。 ○材搬出機械による苗木の運搬。 ○コンテナ苗の導入により、時期を選ばない植栽が可能（積雪期を除く）。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等

からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
天然更新対象樹種	アカマツ、モミ など	コナラ、クヌギ など
ぼう芽による更新が可能な樹種		コナラ、クヌギ など

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

対象樹種における5年生時の期待成立本数は、10,000本/haを目安とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判

断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
全ての人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

注) 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本 / ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回	3回	4回	5回		
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	—	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。</p>	
ヒノキ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	—		
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	—		
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	—		

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にできると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	11年	12年	15年	16年	18年			
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	○	○							雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	○	○								
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○								
蔓切除伐	スギ								○				○	蔓切は、下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。 除伐は、初回間伐後、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であってもその生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。		
	ヒノキ								○				○			
	アカマツ								○				○			
枝打	スギ								○		○		○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。		
	ヒノキ								○		○		○			

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における18年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

3 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

4 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

4 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

4 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

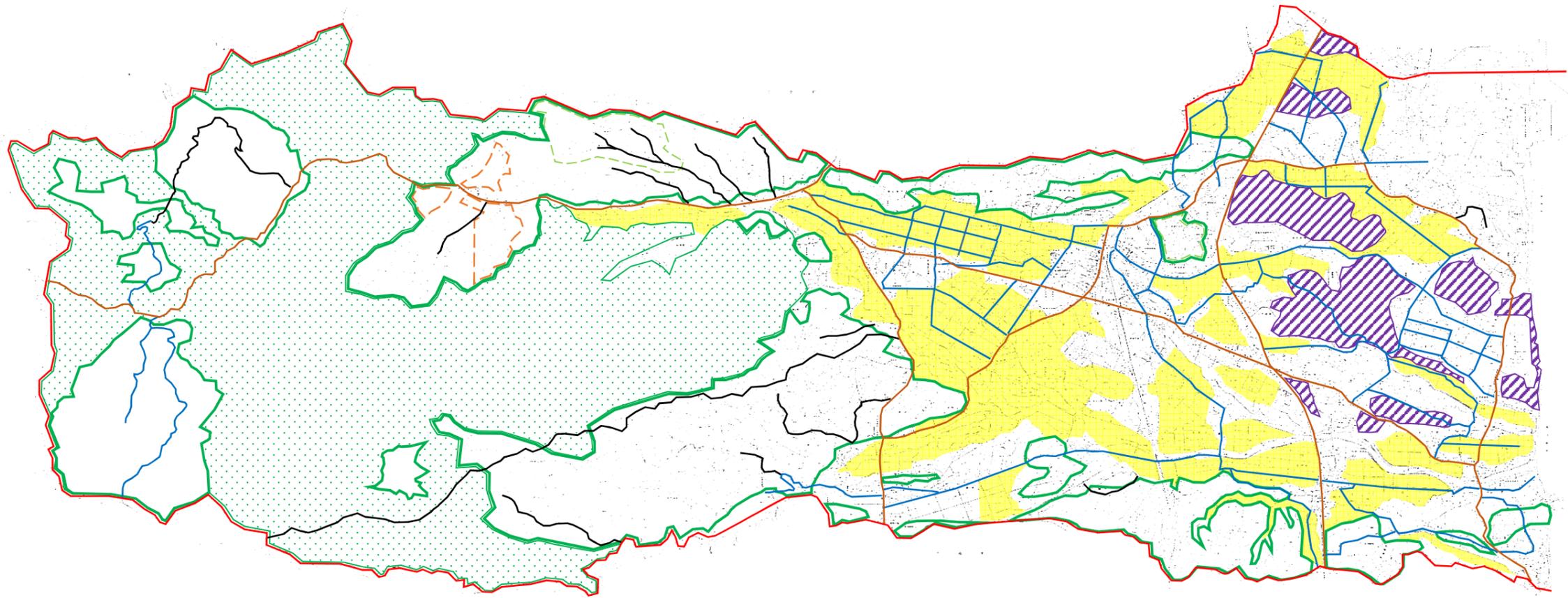
第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 2 その他必要な事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 3 林野火災の予防の方法
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。
- 5 その他必要な事項
現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

大熊町森林整備計画概要図



凡 例

その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		市町村界	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		民有林	
鳥獣害防止森林区域		公有林	
保健機能森林区域		国有林	
保安林・他法令による地区指定		農地	
路網整備等推進区域		人工林	
林道		天然林	
林道(開設予定)		植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
林業専用道		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
林業専用道(開設予定)		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
国県道		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
市町村道		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
中間貯蔵施設予定地内森林			